

薬科学研究科 学位(修士・博士)論文 審査基準

学位論文審査および最終試験についての申し合わせ事項

学位申請者は、学位論文(※1)の内容について、公開口頭発表(修士課程：10分；博士課程：20分)並びに質疑応答(修士課程：10分；博士課程：20分)を行う。

修士課程にあつては、審査委員会委員2名(主査、副査)による学位論文審査ならびに口頭発表時に質疑応答(最終試験)を実施し、以下の審査基準1に基づき、申請者を評価する。

博士課程にあつては、提出された博士論文に基づき、審査委員会委員3名(主査、副査A、B)による個別論文審査(最終試験)を実施し、以下の審査基準2に基づき、申請者を評価する。

※1 修士課程は、提出した修士論文、博士課程は、博士論文の内容に相当する研究業績

1-1. 修士課程

1-2. 修了基準について

選択した領域の「特論」科目2単位、「特別研究演習」科目8単位、「特別研究」科目16単位及び他領域の「特論」科目4単位、計30単位以上を履修した上で修士論文の審査に合格しなければならない。

1-3. 審査基準

修士論文 審査の要点

本課程の学位審査にあつては、以下を基準とする。

1. 学位論文において、研究課題にかかわる従来の知見を系統的かつ過不足なく総括できていること。
2. 学位論文に、従来の研究と比較して新たな知見・考察・展望が含まれていること。
3. 申請者が研究内容の意義、結果について十分に理解していることを、学位論文および論文発表会において適切に示せること。

2-1. 博士課程

2-2. 修了基準について

選択した領域の「実習」科目2単位、「特別実験」科目15単位及び「演習」科目15単位の合計32単位以上を修得し、かつ、博士論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。

2-3. 審査基準

博士論文 審査の要点

本課程の学位審査にあつては、以下を基準とする。

1. 学位論文の内容に、該当する専門分野のこれまでの研究を踏まえた学位申請者の十分な独創性があり、該当分野の学理究明と発展に貢献するものと認められること。
2. 学位論文を構成する内容について、学位申請者が主たる著者となっている論文が学位論文審査内規で定めた件数以上あること(ここでいう論文とは、原則として査読付き国際英文学術誌に掲載したものを指す)。
3. 研究成果の国際的な発信のために十分な発表技能を有すること。